

随意契約の状況			担当課：産業課 契約日：令和8年2月10日	
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額
平田内泉源（11号井・13号井）深井戸用水中モーターポンプランナー等取替修理	温泉用水中モーター ポンプランナー等の 交換	R8.2.10 ～ R8.3.19	北海道温泉ポンプ (株)	4,840,000円 うち消費税 440,000円
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>温泉用水中モーターポンプ等の交換は、源泉の特徴（高圧、炭酸ガス等）の対策が必要であり、特に温泉供給が長時間停止することを避け、短時間の交換作業でエア抜きや可燃性ガス抜き作業がスムーズに行われることが条件となる。このことから修理には特殊技術が必要であり、作業工程上からも温泉技術に精通している特定業者を選定することが条件となり、当施設の整備時から維持管理に携わり、特徴や状況に精通している業者を選定した。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定に基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。</p>				